

令和元年度第11回総会（月例）議事録

日 時	令和2年1月28日（火） 午前10時開会																		
場 所	市役所本館2階 講堂																		
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>有村 浩一</td> </tr> <tr> <td>岩元 節朗</td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td>仮屋 幸孝</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>豊留 辰男</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>鳥丸 俊秀</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>福永 大悟</td> <td>堀之内 薫</td> </tr> <tr> <td>室屋 智美</td> <td>横峯 明人</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	有村 浩一	岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	堂免 修	豊留 辰男	弟子丸 宗一	鳥丸 俊秀	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大悟	堀之内 薫	室屋 智美	横峯 明人
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	有村 浩一																		
岩元 節朗	上四元 正昭																		
仮屋 幸孝	堂免 修																		
豊留 辰男	弟子丸 宗一																		
鳥丸 俊秀	永尾 寛																		
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																		
福永 大悟	堀之内 薫																		
室屋 智美	横峯 明人																		
欠席委員 （1名）	園山 一則																		
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 村田、末永、吉永、溝川、今吉、濱畑</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、二俣</p> <p>主 任 山本、飯田</p>																		
農政総務課	技 師 遠屋																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長（生活衛生課）から照会のあった農地等の現況について 3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地パトロールの結果について 7 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和元年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、園山委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、上四元委員、堂免委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参りますが、事前に事務局から案内がありましたとおり、今回から国が構築したシステムによる議案書（様式）となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 2 ページ 5 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：労力不足、譲受理由：規模拡大、権利の種別：所有権移 転、売買。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 5 番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1 6 番委員お願いします。</p>
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、8 番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 5 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件、農地法第 3 条第 2 項各号に は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいた します。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申 請に関する件」5 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件	
3 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、用途・施設：住家 1 棟 105.79㎡、庭敷地等 450.07㎡、 周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…私道、南…里道、北…宅地、境界… ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。 今回の申請地は、谷山支所から南南西へ約 4.1km、国道 225 号線と 226 号 線が交わる交差点近くの第 2 種農地です。今回の転用に際して、登記面積 600 ㎡、実測面積 582.78㎡、道路後退部分 26.92㎡を提供後も、基準面積 の 500㎡を約 56㎡オーバーしております。この残地部分は、周囲を宅地、通 路に挟まれており、譲受人でなければ活用できないため、全筆を転用すること もやむを得ないと判断したものです。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2. 「農地法第 4 条許可申 請に関する件」1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。
議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件	
4 ページ～7 ページ 1 2 件	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：通路2. 2㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…市道、西・南…渡人畑、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟132.49㎡、庭敷地等273.51㎡、東…他人畑、西…市道、南…貸人畑、北…私道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟139.12㎡、庭敷地等284.88㎡、東…宅地、他人畑、西…宅地、別件5条申請地、南…里道、北…渡人畑、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、通路182.00㎡、東…渡人畑、別件5条申請地、西…私道、宅地、南…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、宅地造成211.00㎡、東・南…市道、西…渡人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきましては、事務局より説明いたします。</p>
谷 山 支 局	<p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西約3.8キロkmに位置する「第2種農地」の「市街地近接農地」に該当します。</p> <p>農地法第5条に係る住宅を目的とした転用については、これまで転用をする事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで、土地建物を一体的に売却する場合、いわゆる建売住宅に限り転用が可能であり、宅地のみの方譲については、転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地についても認められるようになったものです。</p> <p>要件としましては</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 土地の売買契約後、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること ② 一定期間内に①の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること ③ 当該土地を建築主に販売ができないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。 <p>また、許可の条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 許可後完了までの間に、3か月後及び1年ごとに進捗状況を報告すること、工事が完了したときには、遅滞なくその旨を報告すること ② 転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しについては、住宅の建設確認後、または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこととなっております。 <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、駐車場227.75㎡、転回場等213.25㎡、東…市道、西…水路、南…宅地、北…他人田、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、使用貸借権。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>現場立会いの際、当該地の一部分が駐車場として使用されておりました。</p> <p>農地法の許可手続きをせず、転用していたことから、始末書添付のうえ許可申請させ、今後は農地法の転用許可を受け、このようなことが無いよう強く指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、建売住宅6棟252.00㎡、庭敷地等1,587.00㎡、東…市道、西…宅地、南…水路、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、貸資材置場179.00㎡、駐車場90.00㎡、通路等490.00㎡、東…宅地、西・南…山林、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、建売住宅4棟168.00㎡、庭敷地等970.00㎡、東・南…市道、西…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、資材置場139.00㎡、駐車場等221.00㎡、東・北…他人田、西・南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、資材置場640.00㎡、東・西・南…山林、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ3.3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、建築業を営む受人が兄の土地を農地であることを知らないまま借受け、平成10年頃から資材置場として転用していたもので、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号12号、駐車場50.00㎡、転回場等46.00㎡、東・西・北…市道、南…水路、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 8ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、吉野地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題5. 非農地認定に関する件 9ページ～11ページ 9件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、事務局お願いします。
事 務 局	ご報告します。 番号1号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号2号、調査結果：3039-4：通路として33年経過、現況道路。3040-1：住家1棟、33年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号3号、調査結果：住家1棟、40年経過、現況宅地。 番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	ご報告します。 番号5号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：大名竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号8号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号9号、調査結果：店舗1棟、診療所1棟、22年経過、現況宅地。 以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件 12ページ～39ページ 45件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>14から15ページ、番号4から6号、27ページ、番号29、30号につきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、番号4から6号、29号、30号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>14ページをご覧ください。 番号4号、地目：田、面積1,354.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>15ページをご覧ください。 番号5号、地目：田、面積930.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号6号、地目：田、面積796.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>27ページをご覧ください。 番号29号、2筆で、地目：田、面積1,445.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号30号、2筆で、地目：田、面積2,216.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>令和2年1月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号4から6、29、30号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの40件及び先ほどの5件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の12ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和2年1月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃借権33件、47筆、39,777.5㎡。使用貸借権12件、19筆、15,462.00㎡。合計、45件、66筆、55,239.50㎡です。</p> <p>議案書の13から35ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>また36から39ページに農用地利用配分計画がございますが、これは、28から35ページの番号1～15に係るものです。農地中間管理法の改正により、昨年11月1日から、貸し手から公社、公社から受け手への貸借を同一の総会で審議することになったことによるものです。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 7. 令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について
別冊資料 2

議 長	<p>続きまして、議題 7. 「令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>提案事項につきましては、先月の総会で協議してまいりましたが、今月は、最終的に提案を取りまとめていきたいと思っております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」別冊資料 2 の 1 ページをお開きください。</p> <p>議題 7. 「令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」でございます。</p> <p>先月の総会において中身を協議していただきました。その協議結果を踏まえ、1月の運営連絡会において整理をいたしましたので、再度今月協議をお願いし、最終的に鹿児島市からの提案事項として県農業会議へ報告したいと考えております。</p> <p>提案項目 1～6 は、先月と同じですが、内容については、全般的に文言整理を行いました。項目ごとに要点のみ読み上げます。</p> <p>提案事項 1 番 有害鳥獣被害対策については、有害鳥獣の個体数減少を図るための施策を講じるとともに、農作物への被害を軽減するため、イノシン等大型動物に対しては、電気柵等の設置経費に対する継続的な助成を行っていただきたい。</p> <p>また、高齢者にも扱える忌避剤の開発を進めていただきたい。</p> <p>さらに、有害鳥獣被害の甚大な地域には、国の事業として忌避剤を散布するなどの対策を講じていただきたい。</p> <p>提案事項 2 番 将来の農業を担う農業後継者等の育成・確保等について 基盤整備や農道整備による耕作しやすい農地を形成したうえで、集落への農地集積のさらなる強化、高齢者が数人集まって作業ができるような農業施設を集落ごとに作る等、集落営農を推進できるような補助事業の導入を検討いただきたい。</p> <p>担い手の規模拡大にも陰りがみえている中、これからの日本の食を守るうえで国内の生産基盤を支えてきた中小規模農家である家族農業に対する支援を早急に講じるなど、地域の特性に応じた対応を図っていただきたい。</p> <p>さらに、若者や定年帰農者が農業で生計を立てることができるような支援対策を講じるとともに、地理的表示（G I）保護制度の周知・特産品の P R ・販路の確保等で農業収益の向上を図っていただきたい。</p> <p>提案事項 3 番 遊休農地の解消や発生防止に向けた農地等の基盤整備の推進等について 2 ページをお開きください。農地がまとまっている地域の排水工事事業について、国の事業として基盤整備を推進するよう検討していただきたい。</p> <p>また、遊休農地化がこれ以上進まないためにも、中山間地域等直接支払制度の支援強化、農作業受託制度確立のための助成金や体制作りへの支援、就農時の農業機械導入に対する助成等の施策を行っていただきたい。</p> <p>さらに、昨年度廃止された遊休農地を解消した際に支給される荒廃農地等利活用促進交付金の復元もお願いしたい。</p>

	<p>提案事項4番 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る固定資産税の減免について</p> <p>防災営農対策事業により設置した償却資産に対する固定資産税の算定に当たっては、現在の固定資産評価基準を見直していただき、事業費の自己負担部分のみを課税の対象とするなどの特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>また、減価償却の済んだ施設については、固定資産税の免税をお願いしたい。</p> <p>提案事項5番 未相続農地及び所有者不明土地について</p> <p>納税管理人として20年以上固定資産税を負担している者にその事実をもって、その土地の名義を変更できるなど、さらに踏み込んだ施策も検討していただきたい。</p> <p>また、相続登記処理に係る経費が高額であることや手続きの煩雑さにより、相続登記を行っていない方も多々いる。未相続農地が増えると農地の利用権設定や売買も難しくなるため、安価で簡単にできる制度へ見直しを行っていただきたい。</p> <p>提案事項6番 TPP11や日米貿易協定の発効に伴う措置について</p> <p>日本の農業にとって、過去にない危機的状況下においては、農家を保護育成し、国内農産物生産高を増加させる施策を行うことが早急に必要である。</p> <p>よって、影響を受ける農家への所得補償や農産物の価格保障を行っていただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、原案とおりに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題7.「令和3年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。</p> <p>また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 40ページ～41ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、事務局お願いします。
事 務 局	報告します。40ページです。 照会日：令和元年12月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年12月23日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7 番 委 員	報告します。41ページです。 照会日：令和元年12月23日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和2年1月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 鹿児島市長（生活衛生課）から照会のあった農地等の現況について 42ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「鹿児島市長（生活衛生課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、事務局お願いします。
事 務 局	報告します。42ページです。 照会日：令和元年12月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和元年12月23日 鹿児島市長へ報告済。
3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 43ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 まず、本局、事務局お願いします。

事務局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、市街化調整区域内の 5,000 m²以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が提出されたものですが、申請地の一部に農地が含まれていたことから、土地利用調整課から農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりです。地目別面積は、畑321m²、転用目的は宅地造成です。</p> <p>次に「農地の区分等」ですが、申請地は市街化調整区域内の農地であり、「第2種農地（市街地近接農地）」に該当します。</p> <p>次に「その他の土地利用計画との関係」につきましては、「申請に係る土地は、市街化調整区域内に所在する農地であるため、転用の際は農地法第5条第1項に基づく許可が必要である。なお、転用目的が「宅地造成」となっているが、市街化調整区域内にある農地については宅地造成のみの転用は認めていない。」と回答しました。</p> <p>以上のとおり、令和元年12月25日に土地利用調整課に回答いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 44ページ～45ページ 9件</p>	
議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>44ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。</p> <p>登記地目別では、田11筆、4,252.00m²、畑5筆、2,600.00m²となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。</p> <p>45ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 46ページ～51ページ 19件	
事 務 局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、駐車場が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が11件、駐車場が3件、資材置場、店舗等が各1件、合計16件となっております。</p> <p>47ページは、4条関係3件、48ページから51ページは、5条関係16件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
6. 農地パトロールの結果について 52ページ～53ページ	
事 務 局	<p>10・11月の農地パトロールの結果について報告します。</p> <p>52ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、令和元年10月29日から11月1日に実施しました。</p> <p>各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、伊敷、吉野、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの、9地区19班でございます。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。</p> <p>また、農地利用変更届出現地調査は、備考欄のとおり、喜入地区に3件ございました。調査結果につきましては、53ページに記載してございます。</p> <p>記載のとおり全て現在着工中とのことでした。</p> <p>以上で令和元年10・11月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>
7. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議 長	<p>次に、報告事項7「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の11月期については、訪問戸数156戸、うち不在10戸、調査回答戸数146戸、貸出希望6戸123.54アール、借入希望1戸40.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績は、ありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,088戸、うち不在147戸、調査回答戸数2,922戸、貸出希望168戸3,645.50アール、借入希望32戸1,704.00アール、貸出実績11戸127.05アール、借入実績6戸55.08アール、中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>令和元年度第12回総会（月例）開催日時 2月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>令和元年度農業委員会県内現地視察研修 日時：2月7日（金） 場所：日置オリーブ農園他</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時45分）</p>